

申請番号 CR-2020-003059

高等法院

イングランド・ウェールズ 事業・財産裁判所

会社裁判所（衡平法部）

BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION LIMITED および

BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION EUROPE M.A. に関する事項

ならびに **2000** 年金融サービス市場法に関する事項の申請

通知書

2020年9月24日、Britannia Steam Ship Insurance Association Limited（「ブリタニヤ」）および Britannia Steam Ship Insurance Association Europe m.a.（「ブリタニヤヨーロッパ」）は、イングランド・ウェールズ高等法院（「裁判所」）に対して、以下を求める申請を提出しましたので、ここに通知いたします。

1. 2000年金融サービス市場法第7編（「FSMA 2000」）に基づき、ブリタニヤの（再）保険事業全体のブリタニヤヨーロッパへの譲渡を規定する保険事業譲渡計画（「本事業譲渡計画」）を承認する命令、ならびに
2. FSMA 2000 第112条による本事業譲渡計画の実施に関する補足条件を定める命令。

譲渡の対象とする事業は、ブリタニヤが（再）保険者であるすべての（再）保険契約を含め、ブリタニヤの出再保険契約、その他あらゆるブリタニヤの契約、資産および債務をすべて併せたブリタニヤの（再）保険事業全体により構成されます。ただし、本事業譲渡計画の条件に従い、譲渡から明示的に除外されるものは除きます（「譲渡対象事業」）。譲渡対象事業に含まれる（再）保険契約は、ブリタニヤがそのさまざまな組織を通して随時引受けてきたものです。ブリタニヤヨーロッパへの移転対象とする出再保険契約および手配には、とりわけ、国際 P&I グループメンバー間の本件プーリング契約および国際 P&I グループがメ

ンバーのために完了したあらゆる出再保険の手配に基づくブリタニヤの権利および義務が含まれます。

譲渡対象事業のうち、香港、日本およびシンガポールでブリタニヤまたはブリタニヤに代わる者がそれらの法域の支店を通じて経営管理する部分の譲渡は、ブリタニヤヨーロッパが設置する各支店の認可および承認を受けるまで遅延する可能性があります。

本事業譲渡計画が裁判所の承認を受けた場合、すべての譲渡対象事業をブリタニヤヨーロッパに譲渡することになり、同時点以降、前項で言及した支店譲渡の遅延の場合を除き、ブリタニヤヨーロッパが経営を継続することになります。譲渡対象事業の管理は、引き続きティンドールライレーがそのさまざまな組織を通して行います。提案中の事業譲渡により、ブリタニヤによる／対するあらゆる訴訟手続きの継続性は、引き続きブリタニヤヨーロッパによる／対する手続きとして確保されます。ブリタニヤに代わる者が事業譲渡前に処理中のすべての請求は、事業譲渡後にはブリタニヤヨーロッパに代わる者が処理することになります。事業譲渡後に発生するすべての請求は、ブリタニヤヨーロッパに代わる者が処理することになります。2021年2月20日付で保険契約を更新または開始したブリタニヤの各メンバーは、ブリタニヤヨーロッパのメンバーとなります。事業譲渡後、移転済の（再）保険契約には、ブリタニヤヨーロッパの通常定款および保険等級を規定する規則が適用され、すべての保険料はブリタニヤヨーロッパに払い込むものとします。

保険契約者で、提案中の事業譲渡について質問がおありの方は、Tindall Riley (Britannia) Limited の Phillippa Smith（フィリパ・スミス）まで、通常営業時間中に +44 (0)20 7407 3588 へのお電話でお問い合わせください。

FSMA 2000 第 109 条に義務付けられるに従い、独立専門家が作成した本事業譲渡計画の条件に関する報告書の写しは、その要旨および本事業譲渡計画の条件を明記した告知書と併せて無償で提供いたしますので、Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN（郵便宛先）のフィリパ・スミス宛に書面で、または BritanniaPartVII@tindallriley.com 宛の E メールでご請求下さい。また、これらの写しはブリタニヤのウェブサイト、<https://britanniapandi.com/part-vii-transfer> からダウンロードすることも可能です。

この申請は 2021 年 1 月 29 日、Rolls Building, 7 Rolls Buildings, Royal Courts of London, Fetter Lane, London EC4A 1NL（所在地）内の裁判所で、裁判官による聴取を受けることとなります。本事業譲渡計画の実施により、悪影響を受けるとお考えのすべての方は、反論する権利（書面によりブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパならびに／もしくは裁判所に異議を送付する、またはブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパに口頭で異議を表明することにより）、または聴取会にご本人または代弁者の法廷弁護士もしくは事務弁護士が出席し、口頭で異議を表明する権利があります。

本事業譲渡計画に反対の方、または本事業譲渡計画による悪影響を受ける可能性があるとお考えの方で、聴取会には出席を希望されない場合、以下に記載する住所宛の書面による通知

または以下に記載する専用番号へのお電話で、いずれも可能な限り早急に、できれば**2021年1月22日**までに、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパにお知らせいただくことにより、本事業譲渡計画に関する異議を表明することができます。すべての異議は、聴取会の席上裁判所に提出いたします。

Britannia Steam Ship Insurance Association Limited および Britannia Steam Ship Insurance Association Europe m.a. 顧問弁護士：

Holman Fenwick Willan LLP, Friary Court, 65 Crutched Friars, London EC3N 2AE, United Kingdom

電話：+44 (0)20 7264 8000

参照番号 RWH/WJR/667.46

[法定通知の日付]¹

¹この日付は、通知を公表する送付の時点で記入します。